

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年1月18日（平成30年（行情）諮問第27号）

答申日：平成31年3月26日（平成30年度（行情）答申第531号）

事件名：特定職員が特定の文書を後任に申し継がなかった理由が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年7月31日付け防官文第12111号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消し及び文書の再特定・全部開示決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

横監法務係長・特定事務官Aは、特定年月に特定自衛官の下に聞き取り調査を行った後、その模様をまとめた報告書を作成している（特定訴訟にて特定号証として提出）。そして作成後、直ちに海幕法務室にFAXしている。それは、この聞き取り調査が重要なことだと考えたからだ。しかし、特定事務官Aは特定号証で引用された文書を後任に申し継がず破棄してしまった。これには理由があるはずである。

（2）意見書

ア 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」（平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ）違反について

同申合わせによれば、諮問は不服申立てから原則として30日以内、遅くとも90日以内に行うこととされているが、本件は不服申立てから諮問まで数年を要している。しかも同申合せによれば、30日を超えることが許されるのは「改めて調査・検討等を行う必要が」ある場合である。本件においては、30日はおろか、90日を数年も超過しているからには、諮問庁・処分庁はさぞかし詳細な「調査・検討等」を行ったのかと思いきや、「理由説明書」を読む限り、ほぼ原処分における主張を繰り返しただけである。このように、同

申合せに定められた期限を漫然と超過するようなことは許されるべきでない。いずれにせよ、90日を数年も超過するのは、常軌を逸している。

なお、別紙（省略）によれば、諮問庁・処分庁においては、本件以外にも同申合せの期限を超過した文書が大量に存在するようであるが、平成28年度に不服申立ての件数が前年度の4倍になったので、平成28年度以降は、不服申立てから諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。更には、平成27年度以前の不服申立てについても、諮問まで90日をどれだけ超過しても同申合せ違反になることはない、と言っているようにさえ読める。これだけでも諮問庁・処分庁の情報公開請求に係る不服申立てに対する考え方に首をかしげざるを得ないが、そもそも不服申立てが増加したのは、給油量取り違え隠蔽事件・たちかぜアンケート事件・南スーダン日報事件等により、諮問庁・処分庁の情報公開事務の適正性に疑問が生じたからであろう。それを逆手にとって不服申立てから諮問までの遅延を正当化するのは、「焼け太り」のようなものでありおかしい。

審査会におかれては、かかる諮問庁・処分庁の考え方が妥当かどうか検討し、要すれば諮問庁・処分庁を指導してもらえれば幸いである。

イ 近日中に「追加意見書」を提出する。

諮問庁・処分庁は、不服申立て事案を前記申合せに違反し数年も抱え込んだ挙げ句、一挙に諮問してきた。本来であれば、不服申立人は3週間程度で意見書を提出しなければならないところであるが、とても間に合わない。更にいえば、諮問庁・処分庁が数年も準備して諮問したのに対し、不服申立人は3週間程度で反論せよというのは、不公平である。したがって、まず、本日必要最小限の内容を記した意見書を提出した上で、近日中に追加意見書を提出することとしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、開示請求に該当する行政文書を探索したが、保有を確認することができなかったことから、法9条2項の規定に基づき、原処分を行ったところ、異議申立てが提起されたものである。

2 本件対象文書の保有の有無について

本件対象文書については、海上幕僚監部（以下「海幕」という。）及び横須賀地方総監部（以下「横監」という。）の関係部署において、机、書

庫及びパソコンを探索したが、保有を確認することができず、関係職員にも聞き取りを行ったが、その作成及び取得を確認することができなかったことから、不存在につき不開示としたものである。また、本件異議申立てを受け、念のため、海幕及び横監の関係部署において改めて行った探索においても、本件対象文書についてはその存在を確認できなかった。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、横監法務係長が特定号証で引用された文書を後任に申し継がず破棄してしまったのには理由があるはずであると主張し、「処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定」を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については、関係職員からの聞き取りも含め所要の探索を行ったにもかかわらずその存在を確認できなかったことから不開示としたものであり、異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成30年1月18日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年2月6日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 平成31年3月5日 | 審議 |
| ⑤ 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

異議申立人は、原処分の取消し、文書の再特定及び全部開示決定を求める旨主張するが、異議申立書の内容に鑑みれば、具体的には、本件対象文書の保有の有無を争うものと解される（なお、異議申立人は、上記第2の2（2）イのとおり、当審査会に対し、近日中に追加意見書を提示する旨主張するが、その後1年以上経過した時点においても、当該追加意見書の提示はなされていない。）。

諮問庁は、本件対象文書を保有していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

（1）本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

イ 本件開示請求文言については、以下のとおり解した。

（ア）本件開示請求文言にいう「横須賀地方総監部法務係長」及び「特

定年月の聞き取り調査の記録（後に「特定訴訟」に特定号証として提出）」について

本件開示請求文言中の「特定訴訟」については、特定年に特定護衛艦で発生した自殺事案に関する民事訴訟を指すものと解されることから、本件開示請求文言中の「特定年月の聞き取り調査の記録」とは、特定訴訟において国が提出した証拠書類のうち、「特定号証」に該当する「特定自衛官（元横監監察官）に対する意見聴取（特定年月日A 横監法務係長）」（以下「聴取結果」という。）を指すものと解した。

聴取結果とは、特定年に特定護衛艦で発生した自殺事案について横監が一般事故調査を行い作成した報告書について、当該報告書を作成した当時の横監監察官であった特定自衛官に対し、当該報告書の内容及び作成経緯等について海幕法務室及び横監管理部総務課法務係の職員が行った聞き取り調査の内容が記載されている文書である。

聴取結果の内容を確認したところ、特定自衛官に対して聞き取り調査を行った職員として、聴取結果の作成当時に横監管理部総務課法務係長であった特定事務官Aの氏名及び官職が記載されていることを確認した。

また、特定訴訟に関連して、当時の文書管理上の問題点等が記載された「特命監察に関する追加調査結果（報告）」（平成25年7月25日付け海幕総第6798号。以下「追加特命監察報告」という。）の内容を確認したところ、特定事務官Aが、特定年月日B付けで横監管理部総務課法務係長から異動した旨及びその後任者として特定事務官Bが着任した旨の記載があることを確認した。

以上のことから、本件開示請求文言にいう「横須賀地方総監部法務係長」とは特定事務官Aを指すものと解した。

(イ) 本件開示請求文言にいう「その中で引用された文書」について

聴取結果の内容を確認したところ、別紙2に掲げる文書に言及していると考えられる記述が複数認められることから、本件開示請求文言にいう「その中で引用された文書」とは、具体的には別紙2に掲げる文書を指すものと解した。

ウ 上記ア及びイを踏まえ、本件開示請求については、(i) 特定事務官Aが横監管理部総務課法務係長から異動する際、後任者である特定事務官Bに聴取結果及び別紙2に掲げる文書を申し継がなかった理由が記載された文書並びに(ii) 聴取結果が海幕法務室に送付された理由が記載された文書の開示を求めるものと解し、それぞれについて探索を行ったが、いずれについてもその存在を確認することはできな

った。

なお、聴取結果及び別紙 2 に掲げる文書には、上記 (i) 及び (ii) に係る記載が確認できなかったことから、いずれについても本件対象文書には該当しないと考え、特定しなかった。

エ また、念のため、特定訴訟に関連して、当時の文書管理上の問題点が記載された「平成 24 年度特命監察（特定アンケート事案）結果について（報告）」（平成 24 年 8 月 30 日付け海幕監察第 7309 号。以下「特命監察報告」という。）及び追加特命監察報告の内容を確認したが、上記ウ (i) 及び (ii) に係る記載は確認できず、いずれも本件対象文書には該当しないと考え、特定しなかった。

オ 本件異議申立てを受け、改めて、関係部署の机、書庫及びパソコンを探索するとともに、関係職員にも聞き取りを行ったが、本件対象文書に該当する文書の保有を確認することはできなかった。

(2) 諮問庁から聴取結果、特命監察報告、追加特命監察報告及び別紙 2 に掲げる各文書の提示を受けて確認したところ、その内容は上記 (1) イ (ア)、ウ及びエのとおりであり、本件対象文書の存在は確認できなかった旨の上記 (1) の諮問庁の説明が不自然、不合理とはいえず、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件は、異議申立てから諮問までに約 2 年 3 か月が経過しており、「簡易迅速な手続」による処理とはいい難く、異議申立ての趣旨及び理由に照らしても、諮問を行うまでに長期間を要するものとは考え難い。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立てにおける処理に当たって、迅速かつ的確な対応が望まれる。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子、委員 池田綾子、委員 中川丈久

別紙 1

- ① 横須賀地方総監部法務係長が、特定年月の聞き取り調査の記録（後に「特定訴訟」に特定号証として提出）及びその中で引用された文書を、なぜ後任に申し継がなかったかがわかる文書
- ② その一方で、その聞き取り調査の記録が、なぜ海幕法務室に送られたかがわかる文書

別紙 2（本件開示請求文言にいう「その中で引用された文書」に該当すると解される文書）

- 文書 1 一般事故調査結果（平成 17 年 1 月 27 日 横監監察第 166 号）
- 文書 2 特定事故調査中間報告（No. 1）（事故調査委員会）
- 文書 3 サバイバルゲーム実施日の当直士官
- 文書 4 供述書
- 文書 5 特定一般事故調査状況について
- 文書 6 一般事故調査報告書（特定護衛艦のサービス事故）最終案 - 1
- 文書 7 答申書
- 文書 8 事故調査結果のまとめ（01 次案）